

昭和四十年大蔵省令第十五号

減価償却資産の耐用年数等に関する省令  
所得税法施行令第二百二十九条及び法人税法施行令第五十六条の規定に基づき、固定資産の耐用年数等に関する省令(昭和二十六年大蔵省令第五十号)の全部を改正する省令を次のように定める。  
(一般の減価償却資産の耐用年数)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十九号(定義)又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十三号(定義)に規定する減価償却資産(以下「減価償却資産」という。)のうち鉱業権(租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ)、坑道、公共施設等運営権及び樹木採取権以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

- 一 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六条第一号、第二号及び第四号から第七号まで(減価償却資産の範囲)又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三条第一号、第二号及び第四号から第七号まで(減価償却資産の範囲)に掲げる資産(坑道を除く)。別表第一(機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表)
- 二 所得税法施行令第六号第三号又は法人税法施行令第十三条第三号に掲げる資産 別表第二(機械及び装置の耐用年数表)
- 三 所得税法施行令第六号第八号又は法人税法施行令第十三条第八号に掲げる資産(鉱業権、公共施設等運営権及び樹木採取権を除く)。別表第三(無形減価償却資産の耐用年数表)

- 四 所得税法施行令第六号第九号又は法人税法施行令第十三条第九号に掲げる資産 別表第四(生物の耐用年数表)
- 五 鉱業権、坑道、公共施設等運営権及び樹木採取権の耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

- 一 採掘権 当該採掘権に係る鉱区の採掘予定数量を、当該鉱区の最近における年間採掘数量その他当該鉱区に属する設備の採掘能力、当該鉱区において採掘に従事する人員の数等に照らし適正に推計される年間採掘数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄職務署長の認定した年数
- 二 試掘権 次に掲げる試掘権の区分に応じそれぞれ次に定める年数

- イ 石油、アスファルト又は可燃性天然ガスに係る試掘権 八年
- ロ イに掲げる試掘権以外の試掘権 五年
- 三 租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利 第一号の規定に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄職務署長の認定した年数
- 四 坑道 第一号の規定に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄職務署長の認定した年数
- 五 公共施設等運営権 当該公共施設等運営権に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第九十七号)第十九条第三項(公共施設等運営権の設定の時期等)の規定により公表された同法第十七条第三号(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)に掲げる存続期間の年数
- 六 樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第八条の十二第一項(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)の設定をする旨の通知において明らかにされた当該樹木採取権の同法第八条の七第二号(公募)に掲げる存続期間の年数

- 三 前項第五号及び第六号に定める年数は、曆に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 四 第二項第一号、第三号又は第四号の認定を受けようとする個人又は法人(人格のない社団等(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。第一号及び第三号第一項(中古資産の耐用年数等)において同じ。))を含むものとし、当該認定を受けようとする第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる資産(以下この条において「採掘権等」という。)を有する法人が連結子法人(同法第二条第十二号の七に規定する連結親法人をいう。)と同一である場合には連結親法人(同法第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。)とする。第七項において同じ。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄職務署長に提出しなければならない。
- 一 申請をする者の氏名又は名称及び代表者(人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。)の氏名(法人税法第二条第四号に規定する外国法人(人格のない社団等と同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。))にあつては、代表者及び同法第四百四十一条各号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名)並びに納税地並びに法人(人格のない社団等を含む。))にあつては、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号をいう。))
- 二 申請に係る採掘権等を有する法人が連結子法人である場合には、当該法人の名称及び代表者の氏名並びに本店又は主たる事務所の所在地
- 三 申請に係る採掘権等に係る鉱区その他これに準ずる区域(次号において「鉱区等」という。)の所在地
- 四 申請に係る採掘権等の鉱区等の採掘予定数量 最近における年間採掘数量、当該鉱区等に属する設備の採掘能力及び当該鉱区等において採掘に従事する人員の数
- 五 認定を受けようとする年数
- 六 その他参考となるべき事項

- 五 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る年数を認定するものとする。
- 六 税務署長は、第二項第一号、第三号又は第四号の認定をした後、その認定に係る年数により、その認定に係る採掘権等の所得税法第四十九条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定による償却費の額(第八項において「償却費の額」という。))又は法人税法第三十一条第一項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)の規定による償却費として損金の額に算入する金額の限度額(第八項において「償却限度額」という。))の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その年数を変更することができる。
- 七 職務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る個人又は法人に対し、書面によりその旨を通知する。
- 八 第六項の処分があつた場合には、その処分があつた日の属する年分以後の各年分の所得税法第二編第二章第二節第一款(所得の種類及び各種所得の金額)に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は同日の属する事業年度若しくは連結事業年度以後の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得(法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第三条第三項において同じ。))の金額を計算する場合のその処分に係る採掘権等の償却費の額又は償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。

- 九 法人税法施行令第五百五十五条の六第二項及び第三項(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)の規定は、第二項第一号、第三号又は第四号の認定について準用する。(特殊の減価償却資産の耐用年数)
- 第二条 次の各号に掲げる減価償却資産の耐用年数は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。
- 一 汚水処理(汚水、坑水、廃水又は廃液の沈んでん、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。))又はばい煙処理(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第一項若しくは第七項(定義等)に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項(事故時の措置)に規定する特定物質(ばい煙を除く。))の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。))の用に供されている減価償却資産で別表第五(公害防止用減価償却資産の耐用年数表)に掲げるもの 同表
- 二 開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。))の用に供されている減価償却資産で別表第六(開発研究用減価償却資産の耐用年数表)に掲げるもの 同表
- 第三条 個人において使用され、又は法人(人格のない社団等を含む。以下第五条までにおいて同じ。))において事業の用に供された所得税法施行令第六号各号(減価償却資産の範囲)又は法人税法施行令第十三号各号(減価償却資産の範囲)に掲げる資産(これらの資産のうち試掘

- 種所得の金額)に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は同日の属する事業年度若しくは連結事業年度以後の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得(法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第三条第三項において同じ。))の金額を計算する場合のその処分に係る採掘権等の償却費の額又は償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。
- 九 法人税法施行令第五百五十五条の六第二項及び第三項(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)の規定は、第二項第一号、第三号又は第四号の認定について準用する。(特殊の減価償却資産の耐用年数)
- 第二条 次の各号に掲げる減価償却資産の耐用年数は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。
- 一 汚水処理(汚水、坑水、廃水又は廃液の沈んでん、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。))又はばい煙処理(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第一項若しくは第七項(定義等)に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項(事故時の措置)に規定する特定物質(ばい煙を除く。))の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。))の用に供されている減価償却資産で別表第五(公害防止用減価償却資産の耐用年数表)に掲げるもの 同表
- 二 開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。))の用に供されている減価償却資産で別表第六(開発研究用減価償却資産の耐用年数表)に掲げるもの 同表
- 第三条 個人において使用され、又は法人(人格のない社団等を含む。以下第五条までにおいて同じ。))において事業の用に供された所得税法施行令第六号各号(減価償却資産の範囲)又は法人税法施行令第十三号各号(減価償却資産の範囲)に掲げる資産(これらの資産のうち試掘

権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。）の取得（法人税法第二条第十二号の八（定義）に規定する適格合併又は同条第十二号の十二に規定する適格分割型分割（以下この項において「適格分割型分割」という。）による同条第十一号に規定する被合併法人又は同条第十二号の二に規定する分割法人からの引継ぎ（以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。）を含む。）をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令第八十一条（資本的支出）又は法人税法施行令第三十二条（資本的支出）に規定する金額が当該資産の取得価額（適格合併等による引継ぎの場合にあつては、同法第六十二条の二第一項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）に規定する時又は適格分割型分割の直前の帳簿価額）の百分の五十に相当する金額を超える場合には、第二号に掲げる年数についてはこの限りでない。

一 当該資産をその用に供した時以後の使用可能期間（個人が当該資産を取得した後直ちにこれをその業務の用に供しなかつた場合には、当該資産を取得した時から引き続き業務の用に供したものと見込まれる当該取得の時以後の使用可能期間）の年数  
二 次に掲げる資産（別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる減価償却資産であつて、前号の年数を見積もることが困難なものに限る。）の区分に応じそれぞれ次に定める年数（その年数が二年に満たないときは、これを二年とする。）  
イ 法定耐用年数（第一条第一項（一般の減価償却資産の耐用年数）に規定する耐用年数をいう。以下この号において同じ。）の全部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数の百分の二十に相当する年数  
ロ 法定耐用年数の一部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の百分の二十に相当する年数を加算した年数  
法人が、法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一、第十二号の十四又は第十二号の十五に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（次項において「適格組織再編成」という。）により同条第十一号、第十二号の二、第十二号の四又は第十二号の五の二に規定する被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）から前項本文に規定する資産の移転を受けた場合（当該法人が当該資産について同項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該被合併法人等が当該資産につき同項又は第四項の規定の適用を受けていたときは、前二条の規定にかかわらず、当該被合併法人等において当該資産の耐用年数とされていた年数によることができる。

五に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（次項において「適格組織再編成」という。）により同条第十一号、第十二号の二、第十二号の四又は第十二号の五の二に規定する被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）から前項本文に規定する資産の移転を受けた場合（当該法人が当該資産について同項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該被合併法人等が当該資産につき同項又は第四項の規定の適用を受けていたときは、前二条の規定にかかわらず、当該被合併法人等において当該資産の耐用年数とされていた年数によることができる。

3 法人が、適格組織再編成により被合併法人等から第一項本文に規定する資産の移転を受けた場合において、当該資産について同項の規定の適用を受けるときは、当該資産の法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（一）若しくは第三号ハ又は第四十八条の二第一項第一号イ（一）若しくは第三号イ（二）若しくは第五項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、当該被合併法人等がした償却の額（当該資産につき同令第四十八条第五項第三号に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該帳簿価額が減額された金額を含む。）で当該被合併法人等の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含まないものとする。

4 別表第四（生物の耐用年数表）の「細目」欄に掲げる一の用途から同欄に掲げる他の用途に転用された牛、馬、綿羊及びやぎの耐用年数は、第一条第一項第四号並びに第一項及び第二項の規定にかかわらず、その転用の時以後の使用可能期間の年数による。

5 第一項各号に掲げる年数及び前項の年数は、層に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（旧定額法及び旧定率法の償却率）  
第四条 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた償却率は、所得税法施行令第二十号第一項第一号イ（一）（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（一）（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧定額法

（次項において「旧定額法」という。）及び所得税法施行令第二十号第一項第一号イ（二）又は法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（二）に規定する旧定率法（次項において「旧定率法」という。）の区分に応じそれぞれ別表第七（平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表）に定めるところによる。

2 法人の事業年度が一年に満たない場合においては、前項の規定にかかわらず、減価償却資産の旧定額法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第七に定める旧定額法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除したもにより、減価償却資産の耐用年数に十二を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して得た耐用年数に対応する同表に定める旧定率法の償却率による。

3 前項の月数は、層に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（定額法の償却率並びに定率法の償却率、改定償却率及び保証率）  
第五条 平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた償却率、改定償却率及び保証率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

一 定額法（所得税法施行令第二十号の二第一項第一号イ（一）（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（一）（減価償却資産の償却の方法）に規定する定額法をいう。次項において同じ。）の償却率 別表第八（平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表）  
二 定率法（所得税法施行令第二十号の二第一項第一号イ（二）又は法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（二）に規定する定率法をいう。次項及び第四項において同じ。）の償却率、改定償却率及び保証率 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める表

イ 平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産 別表第九（平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）  
ロ 平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産 別表第十（平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）

2 法人の事業年度が一年に満たない場合においては、前項の規定にかかわらず、減価償却資産の定額法の償却率又は定率法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第八に定める定額法の償却率又は別表第九若しくは別表第十に定める定率法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除したもにより、

3 法人の前項の事業年度（この項の規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）終了の日以後一年以内に開始する各事業年度（当該適用年度開始の日から各事業年度終了の日までの期間が一年を超えない各事業年度に限る。）における法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（二）に規定する取得価額は、当該適用年度の同号イ（二）に規定する取得価額とすることができる。

4 減価償却資産の法人税法施行令第四十八条の二第一項第一号イ（二）に規定する取得価額（前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定による取得価額）に当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第九又は別表第十に定める定率法の償却率を乗じて計算した金額が同条第五項第一号に規定する償却保証額に満たない場合における第二項の規定の適用については、同項中「定率法の償却率」とあるのは、「改定償却率」とする。

5 第二項の月数は、層に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（残存価額）  
第六条 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存価額は、別表第十一（平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表）及び「細目」欄の区分に応じ、同表に定める残存割合を当該減価償却資産の所得税法施行令第二十号第六号（減価償却資産の取得価額）又は法人税法施行令第五十四条第一項（減価償却資産の取

得価額)の規定による取得価額に乘じて計算した金額とする。

2 前項に規定する減価償却資産のうち牛及び馬の残存価額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額と十万円とのいずれか少ない金額とする。

**附則抄**

1 この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十四年分以後の所得税及び法人の昭和四十四年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税及び法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(昭和二十七年大蔵省令第二十三号)附則第三項(住宅用建物の耐用年数の特例)に規定する住宅用の建物の耐用年数及び同令附則第四項(鉱山労働者用住宅の耐用年数の特例)に規定する鉱山労働者の居住の用に供される建物の耐用年数については、同令附則第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

4 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(昭和三十六年大蔵省令第二十一号)附則第三項(機械及び装置の耐用年数の特例)の表に掲げる機械及び装置の耐用年数については、同項の規定は、なおその効力を有する。

**附則 (昭和四一年六月一三日大蔵省令第三十七号)**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十一年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附則 (昭和四三年四月二〇日大蔵省令第二〇号)**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社

団等を含む。以下同じ。)の昭和四十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附則 (昭和四四年四月八日大蔵省令第二十七号)**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、別段の定めがあるものを除くほか、個人の昭和四十四年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十三年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「新令」という。)別表第六又は別表第七に定める耐用年数は、昭和四十四年四月一日以後に取得した新令第二条第二項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に取得したこれらの号に掲げる減価償却資産の耐用年数については、新令第二条第二項の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一又は附則別表二に定めるところによる。

4 前項の規定により附則別表一の適用を受ける減価償却資産につき、所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第二十八条又は法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第十四条の規定を適用する場合には、所得税法施行規則第二十八条第三号及び法人税法施行規則第十四条第三号中「同令別表第六(汚水処理用減価償却資産の耐用年数表)」とあるのは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(昭和四十四年大蔵省令第二十七号)附則別表一(昭和四十四年三月三十一日以前に取得した汚水処理用減価償却資産の耐用年数表)」とそれぞれ読み替へるものとする。

**附則別表一 昭和四十四年三月三十一日以前に取得した汚水処理用減価償却資産の耐用年数表**

種類	細目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄槽、塔、水二筋コンクリート造又は石造の路及び貯水年構築物	池	一〇
	その他	七

**附則別表二 昭和四十四年三月三十一日以前に取得したばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表**

種類	細目	耐用年数
機械及び装置	槽、塔、水路及び貯水池	二〇
	その他	七

れんが造の構築物

槽、塔、水	三〇
路及び貯水	一五
池	一〇
その他	七

コンクリート造、金属造又は土造の構築物

槽、塔、水	二〇
路及び貯水	一〇
池	七
その他	七

木造又は合成樹脂造の構築物

槽、塔、水	一五
路及び貯水	七
池	七
その他	七

機械及び装置

槽、塔、水路及び貯水池	二〇
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの	一五
れんが造のもの	一〇
コンクリート造又は金属造のもの	七
煙突(高さが七十メートル以上のものに限る。)	七
鉄筋コンクリート造のもの	七
金属造のもの	七

機械及び装置(金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出筒を含む。)

**附則 (昭和四五年四月三〇日大蔵省令第三三号)**

1 この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十五年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十四年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附則 (昭和四七年八月二六日大蔵省令第六九号)**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十七年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附則 (昭和四六年四月一二日大蔵省令第三三号)**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十六年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附則 (昭和四七年六月六日大蔵省令第五二号)**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十七年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附則 (昭和四八年五月二九日大蔵省令第三二二号)**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十八年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社

団等を含む。以下同じ。)の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十七年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

団等を含む。以下この項において同じ。）の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十七年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年四月一八日大蔵省令第三五号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十九年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の昭和四十九年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十八年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和五〇年三月三十一日大蔵省令第二二号）

- 1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。
2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の昭和五十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十九年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和五十二年三月三十一日大蔵省令第九号）

- 1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。
2 次項に定めるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）の規定は、個人の昭和五十二年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十一年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新令別表第一船舶の部及び航空機の部並びに別表第五（適用年度に係る部分の規定を除く。）の規定は、昭和五十二年四月一日以後に事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に事業の用に供した当該減価償却資産については、なお従前の例による。

附則（昭和五三年五月二四日大蔵省令第三七号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和五四年三月三十一日大蔵省令第一六号）

- 1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。
2 別段の定めがあるものを除くほか、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）の規定は、個人の昭和五十四年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十三年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和五六年三月三十一日大蔵省令第一四号）

- 1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十六年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和五八年三月三十一日大蔵省令第一九号）

- 1 この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。
2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十八年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十七年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年三月三〇日大蔵省令第一五号）

- 1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。
2 別段の定めがあるものを除くほか、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和六十年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和六十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十九年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年九月二九日大蔵省令第五〇号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の規定は、個人の昭和六十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和六十二年十月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和六十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（平成元年三月三十一日大蔵省令第四二号）

- 1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。
2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成元年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和六十三年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二年三月三十一日大蔵省令第一七号）

- 1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。
2 別段の定めがあるものを除くほか、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）の規定は、個人の平成二年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以前の所得税及び法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（平成三年三月三〇日大蔵省令第一八号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和六十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和六十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和六十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一車両及び運搬具の部及び別表第五（適用年度に係る部分の規定を除く。）の規定は、平成三年四月一日以後に事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に事業の用に供した当該減価償却資産については、なお従前の例による。

**附 則（平成五年三月三十一日大蔵省令第七四号）**

1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成五年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成四年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附 則（平成六年三月三十一日大蔵省令第四二号）**

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成六年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附 則（平成七年三月三十一日大蔵省令第三四号）**

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成七年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附 則（平成一〇年三月三十一日大蔵省令第五〇号）**

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、個人の平成十年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成九年前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**附 則（平成一〇年二月二四日大蔵省令第一七五号）**

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、この省令の施行の日以後に事業の用に供する減価償却資産について適用する。

**附 則（平成一二年三月三十一日大蔵省令第三五号）**

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、この省令の施行の日以後に事業の用に供する減価償却資産について適用する。

**附 則（平成一三年三月三〇日財務省令第三四号）**

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、個人の平成十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新規則第三条の規定は、法人にあつては、平成十三年四月一日以後に分社型分割（法人税法第二条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。）の現物出資又は事後設立（同条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下同じ。）が行われる場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税について適用し、同日前に現物出資又は事後設立が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

**附 則（平成一五年三月三十一日財務省令第三八号）**

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第二条の規定による改正後の法人税法（附則第五項において「新法人税法」という。）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）にあつては、別段の定めがあるものを除き、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人の同日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、個人の平成十五年分以前の所得税、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

**附 則（平成一七年五月三十一日財務省令第三五号）**

1 この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成十七年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十七年六月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

**附 則（平成一九年三月三〇日財務省令第二一号）**

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得をする減価償却資産について適用する。

3 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日前に取得をし、

5 新規則第三条第二項の規定は、法人にあつては、施行日以後に行う新法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併又は同条第十二号の十一に規定する適格分割について適用し、施行日前に行った同条第十二号の八に規定する適格合併又は同条第十二号の十一に規定する適格分割については、なお従前の例による。

**附 則（平成一六年三月三十一日財務省令第三三三号）**

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成十六年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人の同日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、個人の平成十五年分以前の所得税、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

**附 則（平成一七年五月三十一日財務省令第三五号）**

1 この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成十七年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十七年六月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

**附 則（平成一九年三月三〇日財務省令第二一号）**

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得をする減価償却資産について適用する。

3 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日前に取得をし、

かつ、施行日以後に事業の用に供した減価償却資産については、当該事業の用に供した日において当該減価償却資産の取得をしたものとみなして、新規則の規定を適用する。

4 新規則別表第二の規定は、個人の平成二十年以後の所得税、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下同じ。）の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、個人の平成十九年分以前の所得税、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二〇四年四月三日財務省令第三二〇号）  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成二十一年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、個人の平成二十年分以前の所得税、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二〇四年三月三十一日財務省令第二〇〇号）  
 1 この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。  
 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第三条第一項及び第二項（中古資産の耐用年数等）の規定は、この省令の施行の日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「改正法」とい

う。）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十二又は第十二号の十五（定義）に規定する適格分割型分割又は適格現物分配について適用し、同日以前に行われた改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十二又は第十二号の十五（定義）に規定する適格分割型分割又は適格事後設立については、なお従前の例による。

う。）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十二又は第十二号の十五（定義）に規定する適格分割型分割又は適格現物分配について適用し、同日以前に行われた改正法第二条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の十二又は第十二号の十五（定義）に規定する適格分割型分割又は適格事後設立については、なお従前の例による。

附則（平成二〇四年一月二五日財務省令第八一〇号）  
 この省令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行の日から施行する。  
 附則（平成二〇四年一月二五日財務省令第一〇号）  
 1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
 2 所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号。以下「所得税改正政令」という。）附則第二条第三項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号。以下「法人税法改正政令」という。）附則第三条第三項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受ける減価償却資産の耐用年数は、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条から第三条まで（減価償却資産の耐用年数等）の規定にかかわらず、これらの規定による耐用年数から当該耐用年数及び未償却割合（第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合をいう。）に対応する附則別表（経過年数表）に定める経過年数を控除した年数（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二条の五第一項（エネルギー環境負荷低減推進設備等）を取得した場合の特別償却）その他の減価償却資産に関する特例を定めている規定の適用を受けた減価償却資産にあつては、これと同様の合理的な方法により算出された年数を含む。）とす。

附則（平成二〇四年一月二五日財務省令第一〇号）  
 1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。  
 2 所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号。以下「所得税改正政令」という。）附則第二条第三項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号。以下「法人税法改正政令」という。）附則第三条第三項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受ける減価償却資産の耐用年数は、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条から第三条まで（減価償却資産の耐用年数等）の規定にかかわらず、これらの規定による耐用年数から当該耐用年数及び未償却割合（第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合をいう。）に対応する附則別表（経過年数表）に定める経過年数を控除した年数（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二条の五第一項（エネルギー環境負荷低減推進設備等）を取得した場合の特別償却）その他の減価償却資産に関する特例を定めている規定の適用を受けた減価償却資産にあつては、これと同様の合理的な方法により算出された年数を含む。）とす。

所得税改正政令による改正後の所得税法施行令（以下「新所得税法施行令」という。）第三百二十六条第一項（減価償却資産の取得価

額）又は法人税法改正政令による改正後の法人税法施行令（以下「新法人税法施行令」という。）第五十四条第一項（減価償却資産の取得価額）の規定による取得価額  
 二 前号に掲げる金額から次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額  
 イ 個人 所得税改正政令附則第二条第三項の届出書に記載した同項第二号に掲げる年の前年分以前の各年分の新所得税法施行令第二百二十条第一項（減価償却資産の償却の方法）に規定する償却費として当該各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額  
 ロ 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。） 法人税法改正政令附則第三条第三項の届出書に記載した同項第二号に規定する事業年度（ロにおいて「変更事業年度」という。）の前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度においてした償却の額（当該前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度において新法人税法施行令第四十八条第五項第三号（減価償却資産の償却の方法）に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合にはその帳簿価額が減額された金額を含むものとし、各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。）の累積額（当該変更事業年度において新法人税法施行令第四十八条第五項第四号に規定する期中評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その帳簿価額が減額された金額を含む。）

3 所得税改正政令附則第二条第三項又は法人税法改正政令附則第三条第三項の規定の適用を受ける減価償却資産については、当該減価償却資産の新所得税法施行令第二百二十条の二第二項第一号（減価償却資産の償却の方法）又は新法人税法施行令第四十八条の二第五項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、前項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金額を含まないものとする。

3 所得税改正政令附則第二条第三項又は法人税法改正政令附則第三条第三項の規定の適用を受ける減価償却資産については、当該減価償却資産の新所得税法施行令第二百二十条の二第二項第一号（減価償却資産の償却の方法）又は新法人税法施行令第四十八条の二第五項第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、前項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める金額を含まないものとする。

耐用年数	未償却割合		経過年数
	以上	未満	
1	0	0	6
1	0	2	5
1	0	3	4
1	0	4	3
1	0	5	2
1	0	6	1
1	0	7	0
1	0	8	0
1	0	9	0
1	0	10	0
2	0	1	6
2	0	2	5
2	0	3	4
2	0	4	3
2	0	5	2
2	0	6	1
2	0	7	0
2	0	8	0
2	0	9	0
2	0	10	0
3	0	1	5
3	0	2	4
3	0	3	3
3	0	4	2
3	0	5	1
3	0	6	0
3	0	7	0
3	0	8	0
3	0	9	0
3	0	10	0
4	0	1	4
4	0	2	3
4	0	3	2
4	0	4	1
4	0	5	0
4	0	6	0
4	0	7	0
4	0	8	0
4	0	9	0
4	0	10	0
5	0	1	3
5	0	2	2
5	0	3	1
5	0	4	0
5	0	5	0
5	0	6	0
5	0	7	0
5	0	8	0
5	0	9	0
5	0	10	0
6	0	1	2
6	0	2	1
6	0	3	0
6	0	4	0
6	0	5	0
6	0	6	0
6	0	7	0
6	0	8	0
6	0	9	0
6	0	10	0
7	0	1	1
7	0	2	0
7	0	3	0
7	0	4	0
7	0	5	0
7	0	6	0
7	0	7	0
7	0	8	0
7	0	9	0
7	0	10	0
8	0	1	0
8	0	2	0
8	0	3	0
8	0	4	0
8	0	5	0
8	0	6	0
8	0	7	0
8	0	8	0
8	0	9	0
8	0	10	0
9	0	1	0
9	0	2	0
9	0	3	0
9	0	4	0
9	0	5	0
9	0	6	0
9	0	7	0
9	0	8	0
9	0	9	0
9	0	10	0
10	0	1	0
10	0	2	0
10	0	3	0
10	0	4	0
10	0	5	0
10	0	6	0
10	0	7	0
10	0	8	0
10	0	9	0
10	0	10	0



4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	8	8	8	8	9	7	7	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8
5	0	4	9	4	0	0	7	9	4	1	1	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
8	8	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8
0	4	9	4	0	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8	8	9	0	7	7	8
1	7	5	6	0	0	4	4	1	1	4	0	6	1	9	9	3	0	2	7	3	6	7	4	1	6	5

5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	7	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0	7	8	8	9	9	0	7	8
0	8	2	6	0	5	0	8	2	6	0	5	0	8	2	6	0	5	0	8	2	6	0	5	0	8	2
6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4

6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9
4	7	1	5	0	4	7	1	5	0	4	7	1	5	0	4	7	1	5	0	4	7	1	5	0	4	7
2	9	8	8	0	7	9	8	8	0	3	9	6	7	0	9	5	4	4	6							
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9
7	1	5	0	4	7	1	5	0	4	7	1	5	0	4	7	1	5	0	4	7	1	5	0	4	7	1
9	8	8	0	7	2	9	8	8	0	3	9	6	7	0	9	5	4	4	6							
4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2

6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8
2	6	9	2	6	0	2	5	9	2	6	0	2	5	9	2	6	0	2	5	9	2	6	0	2	5	9
8	0	3	7	3	0	4	6	0	5	2	0	4	6	0	5	2	0	4	6	0	5	2	0	4	6	0
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9	9	0	8	8	8	9
6	9	2	6	0	2	5	9	2	6	0	2	5	9	2	6	0	2	5	9	2	6	0	2	5	9	2
0	3	7	3	0	4	6	0	5	2	0	4	6	0	5	2	0	4	6	0	5	2	0	4	6	0	5
5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3







れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの	八	三	一	三	一	二	一	三	八
-------------------	------------------------	--------------------------------	----------------------	---	----------	----------------------	---	--	--------	-------------	----------	--------	--------	--------	---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画	館用又は舞踏場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの	四	三	〇	三	〇	二	〇	三	六	三
----------------------------------	------------------------	--------------------------------	----------------------	-------------	------------------	---	----------	----------------------	---	--	--------	-------------	----------	--------	--------	---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるもの）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画	館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの	一	三	六	二	九	一	〇	三	三	七	二	九
------------------------------	------------------------	--------------------------------	----------------------	----------------------	-------------	---	----------	----------------------	---	--	--------	-------------	----------	--------	--------	---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舖用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画	館用又は舞踏場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	公衆浴場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	その他のもの	事務所用又は美術館用のもの	二	二	四	二	二	四	二	二	七	二	二	二
---------------------------------	------------------------	--------------------------------	----------------------	----------------------	-------------	---	----------	----------------------	--	--	--------	-------------	----------	--------	--------	---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

四ミリメートル以下のものに限る。）









品	備	び	に	掲	げ	る	も	の	を	除
主として金属製のもの	主として金属製のもの	その他のもの	応接セット	接客業用のもの	その他のもの	ベッド	児童用机及びいす	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他のもの
八	五	一	六	八	五	八	五	八	六	五
その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	その他のもの	接客業用のもの	その他のもの	児童用机及びいす	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他のもの	その他のもの
八	五	一	六	八	五	八	五	八	六	五

器及び測定機器	3 時計、試験機	度	量	衡	器	試験又は測定機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	写真製作機器	光学機器及びオベラグラス	度	量	衡	器	試験又は測定機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	写真製作機器	光学機器及びオベラグラス	度	量	衡	器	試験又は測定機器
器	3 時計、試験機	度	量	衡	器	試験又は測定機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	写真製作機器	光学機器及びオベラグラス	度	量	衡	器	試験又は測定機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	写真製作機器	光学機器及びオベラグラス	度	量	衡	器	試験又は測定機器
二	一	五	五	五	五	二	五	二	五	五	五	五	五	二	五	二	五	五	五	五	五	
器	3 時計、試験機	度	量	衡	器	試験又は測定機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	写真製作機器	光学機器及びオベラグラス	度	量	衡	器	試験又は測定機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	写真製作機器	光学機器及びオベラグラス	度	量	衡	器	試験又は測定機器
二	一	五	五	五	五	二	五	二	五	五	五	五	五	二	五	二	五	五	五	五	五	

器	5 看板及び広告器具	器	6 容器及び金庫	器	7 整容又は美容器	器	8 医療機器	器	9 娛樂又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	器	10 生物	器	11 前掲のもの以外のもの
器	5 看板及び広告器具	器	6 容器及び金庫	器	7 整容又は美容器	器	8 医療機器	器	9 娛樂又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	器	10 生物	器	11 前掲のもの以外のもの
二	一	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	
器	5 看板及び広告器具	器	6 容器及び金庫	器	7 整容又は美容器	器	8 医療機器	器	9 娛樂又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	器	10 生物	器	11 前掲のもの以外のもの
二	一	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	

器	9 娛樂又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	器	10 生物	器	11 前掲のもの以外のもの	器	12 漁具	器	13 葬儀用具
器	9 娛樂又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	器	10 生物	器	11 前掲のもの以外のもの	器	12 漁具	器	13 葬儀用具
二	五	五	五	五	五	五	五	五	
器	9 娛樂又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	器	10 生物	器	11 前掲のもの以外のもの	器	12 漁具	器	13 葬儀用具
二	五	五	五	五	五	五	五	五	



番号	別表第二 機械及び装置の耐用年数表	設備の種類	細目	耐用年数
1	食品製造業用設備	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	炭素繊維製造設備	一〇
2	繊維工業用設備	織維工業用設備	黒鉛化炉	三
3			その他の設備	七
4	木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	家具又は装備品製造業用設備	その他の設備	七
5	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	一四
6			製本業用設備	七
7			モノタイプ、写真三	一〇
8			その他の設備	一〇
9	1 2 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	その他のもの	主として金属製のもの	五
			主として金属製のもの	五
			焼却炉	五
			無人駐車管理装置	五
			自動販売機(手動のものを含む)	五
			楽器	五

番号	設備の種類	耐用年数
0 1	プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く)	八
1 1	ゴム製品製造業用設備	九
2 1	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	九
3 1	窯業又は土石製品製造業用設備	九
4 1	鉄鋼業用設備	五
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	九
	純鉄、原鉄、ペー	九
	スメタル、フェロ	九
	アロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	九
	その他の設備	一四
	核燃料物質加工設備	一
	その他の設備	七
	金属製品製造業用設備	六
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び	六
8	化学工業用設備	五
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくは臭素化合物製造設備	四
	塩化りん製造設備	五
	活性炭製造設備	五
	ゼラチン又はにかわ製造設備	五
	半導体用フォトレジスト製造設備	五
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	五
	その他の設備	八
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	七
	その他の設備	八

番号	設備の種類	耐用年数
0 2	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	六
	光ディスク(追記六のものに限る)製造設備	六
	プリント配線基板製造設備	六
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	五
	その他の設備	八
1 2	電気機械器具製造業用設備	七
2 2	情報通信機械器具製造業用設備	八
7 1	はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう)製造業用設備(第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く)	九
8 1	生産用機械器具(物金属加工機械製造業の生産の用に供されるものをいう)製造業用設備(次号及び第二二号に掲げるものを除く)	九
9 1	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるものでこれらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む)をいう)製造業用設備(第一七号、第二一号及び第二二号に掲げるものを除く)	七
	その他の設備	一一
	その他の設備	一一
	金属製ネームプレート製造業用設備	一〇
	その他の設備	一一

番号	設備の種類	耐用年数
2 3	ガス業用設備	八
	製造用設備	一〇
	供給用設備	一一
	導管	一一
3 2	輸送用機械器具製造業用設備	九
4 2	その他の製造業用設備	九
5 2	農業用設備	七
6 2	林業用設備	五
7 2	漁業用設備(次号に掲げるものを除く)	五
8 2	水産養殖業用設備	五
9 2	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	三
	坑井設備	三
	掘さく設備	六
	その他の設備	一一
	その他の設備	一一
	電気業用水力発電設備	二二
0 3	総合工事業用設備	六
1 3	電気業用設備	二二
	その他の水力発電設備	二〇
	汽力発電設備	一五
	内燃力又はガスタービン発電設備	一五
	送電又は電気業用変電若しくは配電設備	一五
	需要者用計器	一五
	柱上変圧器	一八
	その他の設備	一一
	鉄道又は軌道業用変電設備	一一
	その他の設備	一一



別表第五	公害防止用減価償却資産の耐用年数表	
種類	耐用年数	
構築物	年	
機械及び装置	一八	
別表第六	開発研究用減価償却資産の耐用年数表	
種類	細目	耐用年数
建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	年
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	五
構築物	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	五
工具	試験又は測定機器、撮影機及び顕微鏡	四
器具及び備品	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用七	四
機械及び装置	金属工作機械、汎用金属加工機械	四
その他	その他のもの	三
ソフトウェア		三

別表第七 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表

耐用年数	旧定額法の償却率	旧定率法の償却率
年	〇・五〇〇	〇・六八四
一	〇・三三三	〇・五三六
二	〇・二五〇	〇・四三八
三	〇・二〇〇	〇・三六九
四	〇・一六六	〇・三一九
五	〇・一四二	〇・二八〇
六	〇・一二五	〇・二五〇
七	〇・一一一	〇・二二六
八	〇・一〇〇	〇・二〇六
九	〇・〇九〇	〇・一八九
一〇	〇・〇八三	〇・一七五
一一	〇・〇七六	〇・一六二
一二	〇・〇七一	〇・一五二

耐用年数	償却率
一五	〇・〇六六
一六	〇・〇六二
一七	〇・〇五八
一八	〇・〇五五
一九	〇・〇五二
二〇	〇・〇五〇
二一	〇・〇四八
二二	〇・〇四六
二三	〇・〇四四
二四	〇・〇四二
二五	〇・〇四〇
二六	〇・〇三九
二七	〇・〇三七
二八	〇・〇三六
二九	〇・〇三五
三〇	〇・〇三四
三一	〇・〇三三
三二	〇・〇三二
三三	〇・〇三一
三四	〇・〇三〇
三五	〇・〇二九
三六	〇・〇二八
三七	〇・〇二七
三八	〇・〇二七
三九	〇・〇二六
四〇	〇・〇二五
四一	〇・〇二五
四二	〇・〇二四
四三	〇・〇二四
四四	〇・〇二三
四五	〇・〇二三
四六	〇・〇二二
四七	〇・〇二二
四八	〇・〇二二
四九	〇・〇二二
五〇	〇・〇二一
五一	〇・〇二一
五二	〇・〇二〇
五三	〇・〇二〇
五四	〇・〇一九
五五	〇・〇一九
五六	〇・〇一九
五七	〇・〇一八
五八	〇・〇一八

別表第八 平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表

耐用年数	償却率
年	〇・五〇〇
一	〇・三三四
二	〇・二五〇
三	〇・二〇〇
四	〇・一六七
五	〇・一四三
六	〇・一一二
七	〇・〇九一
八	〇・〇八四
九	〇・〇七七
一〇	〇・〇七二
一一	〇・〇六七
一二	〇・〇六三
一三	〇・〇五九
一四	〇・〇五六
一五	〇・〇五三
一六	〇・〇五〇
一七	〇・〇四八
一八	〇・〇四六
一九	〇・〇四四
二〇	〇・〇四二
二一	〇・〇四〇
二二	〇・〇三九
二三	〇・〇三八
二四	〇・〇三六
二五	〇・〇三五
二六	〇・〇三四
二七	〇・〇三三
二八	〇・〇三二
二九	〇・〇三一
三〇	〇・〇三〇
三一	〇・〇二九
三二	〇・〇二八
三三	〇・〇二七
三四	〇・〇二六
三五	〇・〇二五
三六	〇・〇二四
三七	〇・〇二四
三八	〇・〇二三
三九	〇・〇二三
四〇	〇・〇二二
四一	〇・〇二二
四二	〇・〇二一
四三	〇・〇二一



五五	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・〇一三三七
五四	〇・〇三七	〇・〇三八	〇・〇一三七〇
五三	〇・〇三八	〇・〇三九	〇・〇一三七〇
五二	〇・〇三八	〇・〇三九	〇・〇一四二二
五一	〇・〇三九	〇・〇四〇	〇・〇一四二二
五〇	〇・〇四〇	〇・〇四二	〇・〇一四四〇
四九	〇・〇四一	〇・〇四二	〇・〇一四七五
四八	〇・〇四二	〇・〇四四	〇・〇一四九九
四七	〇・〇四三	〇・〇四四	〇・〇一五三二
四六	〇・〇四三	〇・〇四四	〇・〇一六〇一
四五	〇・〇四四	〇・〇四六	〇・〇一六三四
四四	〇・〇四五	〇・〇四六	〇・〇一六六四
四三	〇・〇四七	〇・〇四八	〇・〇一六九四
四二	〇・〇四八	〇・〇五〇	〇・〇一七四一
四一	〇・〇四九	〇・〇五三	〇・〇一七九一
四〇	〇・〇五〇	〇・〇五三	〇・〇一八六〇
三九	〇・〇五一	〇・〇五三	〇・〇一八八二
三八	〇・〇五三	〇・〇五六	〇・〇一九五〇
三七	〇・〇五四	〇・〇五六	〇・〇一九七四
三六	〇・〇五六	〇・〇五九	〇・〇一九七四
三五	〇・〇五七	〇・〇五九	〇・〇二〇五一
三四	〇・〇五九	〇・〇六三	〇・〇二〇九七
三三	〇・〇六一	〇・〇六三	〇・〇二一六一
三二	〇・〇六三	〇・〇六七	〇・〇二二一六
三一	〇・〇六五	〇・〇六七	〇・〇二二八六
三〇	〇・〇六七	〇・〇七二	〇・〇二三六六
二九	〇・〇六九	〇・〇七二	〇・〇二四六三
二八	〇・〇七一	〇・〇七二	〇・〇二五六八
二七	〇・〇七四	〇・〇七七	〇・〇二六二四
二六	〇・〇七七	〇・〇八四	〇・〇二七一六
二五	〇・〇八〇	〇・〇八四	〇・〇二八四一
二四	〇・〇八三	〇・〇八四	〇・〇二九六九
二三	〇・〇八七	〇・〇九一	〇・〇三〇五二
二二	〇・〇九一	〇・〇一〇〇	〇・〇三一八二
二一	〇・〇九五	〇・〇一〇〇	〇・〇三三三五
二〇	〇・〇一〇〇	〇・〇一一二	〇・〇三四八六
一九	〇・〇一〇五	〇・〇一一二	〇・〇三六九三
一八	〇・〇一一一	〇・〇一一二	〇・〇三八八四
一七	〇・〇一一八	〇・〇一二五	〇・〇四〇三八
一六	〇・〇一二五	〇・〇一四三	〇・〇四二九四
一五	〇・〇一三三	〇・〇一四三	〇・〇四五六五
一四	〇・〇一四三	〇・〇一六七	〇・〇四八五四
一三	〇・〇一五四	〇・〇一六七	〇・〇五一八〇
一二	〇・〇一六七	〇・〇二〇〇	〇・〇五五六六

九九	〇・〇二二〇	〇・〇二二〇	〇・〇〇七五七
九八	〇・〇二二〇	〇・〇二二〇	〇・〇〇七七三
九七	〇・〇二二二	〇・〇二二二	〇・〇〇七五七
九六	〇・〇二二二	〇・〇二二二	〇・〇〇七五七
九五	〇・〇二二二	〇・〇二二二	〇・〇〇七九〇
九四	〇・〇二二二	〇・〇二二二	〇・〇〇八〇七
九三	〇・〇二二二	〇・〇二二二	〇・〇〇七九〇
九二	〇・〇二二二	〇・〇二二二	〇・〇〇八二五
九一	〇・〇二二二	〇・〇二二二	〇・〇〇八四四
九〇	〇・〇二二二	〇・〇二二二	〇・〇〇八四四
八九	〇・〇二二三	〇・〇二二三	〇・〇〇八六三
八八	〇・〇二三〇	〇・〇二三〇	〇・〇〇八四四
八七	〇・〇二三〇	〇・〇二三〇	〇・〇〇八六四
八六	〇・〇二三〇	〇・〇二三〇	〇・〇〇八八五
八五	〇・〇二三四	〇・〇二三四	〇・〇〇八六四
八四	〇・〇二三四	〇・〇二三四	〇・〇〇八八五
八三	〇・〇二四〇	〇・〇二四〇	〇・〇〇九〇七
八二	〇・〇二四〇	〇・〇二四〇	〇・〇〇九二九
八一	〇・〇二四五	〇・〇二四五	〇・〇〇八八四
八〇	〇・〇二四五	〇・〇二四五	〇・〇〇九〇七
七九	〇・〇二五〇	〇・〇二五六	〇・〇〇九二九
七八	〇・〇二五六	〇・〇二七〇	〇・〇〇九五四
七七	〇・〇二五六	〇・〇二七〇	〇・〇〇九五四
七六	〇・〇二六〇	〇・〇二七〇	〇・〇〇九八〇
七五	〇・〇二七〇	〇・〇二七〇	〇・〇一〇〇七
七四	〇・〇二七〇	〇・〇二七〇	〇・〇一〇三五
七三	〇・〇二七〇	〇・〇二七〇	〇・〇一〇六三
七二	〇・〇二八〇	〇・〇二九〇	〇・〇一〇〇六
七一	〇・〇二八〇	〇・〇二九〇	〇・〇一〇三四
七〇	〇・〇二九〇	〇・〇三〇〇	〇・〇一〇三四
六九	〇・〇二九〇	〇・〇三〇〇	〇・〇一〇六五
六八	〇・〇二九〇	〇・〇三〇〇	〇・〇一〇九七
六七	〇・〇三〇〇	〇・〇三〇〇	〇・〇一〇九七
六六	〇・〇三〇〇	〇・〇三〇〇	〇・〇一一三〇
六五	〇・〇三一〇	〇・〇三二〇	〇・〇一一三〇
六四	〇・〇三一〇	〇・〇三二〇	〇・〇一一六五
六三	〇・〇三二〇	〇・〇三三〇	〇・〇一一六五
六二	〇・〇三二〇	〇・〇三三〇	〇・〇一二〇一
六一	〇・〇三三〇	〇・〇三三〇	〇・〇一二〇一
六〇	〇・〇三三〇	〇・〇三四〇	〇・〇一二四〇
五九	〇・〇三四〇	〇・〇三五〇	〇・〇一二四〇
五八	〇・〇三四〇	〇・〇三五〇	〇・〇一二八一
五七	〇・〇三五〇	〇・〇三六〇	〇・〇一二八一
五六	〇・〇三六〇	〇・〇三八〇	〇・〇一二八八

別表第十一 平成十九年三月三十一日以前に取得 をされた減価償却資産の残存割合表	種類	細目	残存割合
別表第一、別表第二、 別表第五及び別表第六 に掲げる減価償却資産 (同表に掲げるソフト ウェアを除く。)			零
別表第三に掲げる無形 減価償却資産、別表第 六に掲げるソフトウエ ア並びに鉱業権及び坑 道			
別表第四に掲げる生物	牛	繁殖用の乳用 牛及び種用 牛の役肉用牛	百分の二
	牛	繁殖用の乳用 百分の十	
	牛	種用用の乳用 百分の十	
	牛	その他用のも 百分の五	
	馬	その他用のも 百分の五	
		繁殖用及び競 走用のもの 百分の二	
		種用用のもの 百分の十	
		その他用のも 百分の三	
		豚 百分の三	
		綿羊及びやぎ 百分の五	
		果樹その他の 百分の五	
		植物	